

# 開発行為に対する消防指導基準

北アルプス広域消防本部

## 開発行為に対する消防指導基準

### (目的)

第1 この基準は、大北地域において消防の用に供する水利施設の設置及び消防活動を円滑に行うための空地等の確保を図ることを目的とする。

### (適用の範囲)

第2 この基準の適用範囲は次の各項のいずれかに該当するものとする。ただし、市町村長から意見を求められた場合はこの限りではない。

- 1 開発区域が2,000平方メートル以上のもの。
- 2 上記に係わらず下記のいずれかに該当する建築物を建設するもの。
  - (1) 階層4階以上または、地盤面からの高さが12メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）
  - (2) 集合住宅で1棟30戸以上のもの。
  - (3) 延面積3,000平方メートル以上の建築物。
  - (4) 地階を有する建築物で地階の延面積が700平方メートル以上のもの。

### (消防水利施設の設置基準)

第3 事業者は、前第2のいずれかに該当する事業を行うときは、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定める水利施設を次により設置すること。

- 1 当該事業区域内から一の消防水利施設に至るまでの距離が80メートル以内となるように設置すること。ただし、既存の水利施設がある場合は、これを含むものとする。
- 2 連結散水設備又は連結送水管設備を設置する建築物は、その送水口から一の水利施設に至るまでの距離が50メートル以内となるように設置すること。
- 3 水利施設が消火栓のみで包含される区域は、10,000平方メートル未満とし、10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満に防火水槽1基を設置し、更に20,000平方メートルを超えるごとに1基加えるものとする。（端数は、原則として切り上げる。）
- 4 消火栓は、不凍式地上型のもので、ホース、筒先、消火栓キーを備えた収納箱を併せて設置する。
- 5 防火水槽は原則、有蓋とし耐震性を有するものとする。
- 6 水利施設には、標識を設置する。

7 水利施設は、消防用車両が2メートル以内に部署できるようにすること。

8 水利施設を設置するに必要な費用及び用地は事業者が負担する。

(消防活動円滑化に対する基準)

第4 前第2のいずれかに該当する事業を行う者は、消防活動の円滑化を図るため、必要と認められる道路、空地等を次により整備すること。

1 事業地とこれに接する公道との関係について

(1) 公道から事業敷地内へ進入する道路の勾配（進入角度）は、10度以内とする。

2 事業敷地内道路について

(1) 敷地内に設ける道路幅員は「長野県開発許可審査指針」第5章第7に準ずること。

(2) 敷地内に設ける道路は、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号から4号に掲げる基準によること。

(3) 敷地内に設ける道路又は通路上に建築物(渡り廊下等)を設置する場合は、消防用機械の移動、救助、注水その他消防活動に支障のない高さ、構造等とすること。

3 建築物に係る空地等について

(1) 中高層建築物を建設するにあたり、次に掲げる場所にはしご消防自動車架梯する為の停車場所（以下「はしご架梯位置」という。）を設けること。

ア 建築基準法施行令に定める非常用進入口及び消防活動上有効な窓、開口部等を設置した外壁に面する道又は道に通じる幅員4メートル以上の通路その他空地。

イ その他消火、救出活動上有効と認められる場所。

(2) 建築物の外壁面の長さが40メートルを超える場合は、外壁面の長さ40メートル以内に、それぞれ1ヶ所以上のはしご架梯位置を設けること。

(3) はしご架梯位置の構造等は次によること。

ア はしご架梯位置の周囲には、はしごの操作上障害となる建築物、工作物その他樹木等を設置しないこと。

イ はしご架梯位置の構造は、20トン以上の荷重に耐えられるものであること。

ウ はしご架梯位置の勾配は、全方向とも5パーセント（3度）以内とすること。

エ はしご架梯位置が駐車場にある場合は、当該位置を確保するために「消防専用」と黄色又は白色で表示しておくこと。

オ はしご架梯位置と避難施設を使用するに必要な空地とは共用させないこと。

(4) 建築物に送電、通信等のための電力線、電話線又は電柱を架設する場合、下記に掲げる場所には原則として架設しないこと。

ア はしご車が架梯位置に部署するための進入路付近。

イ 建築基準法施行令に定める非常用進入口付近。

ウ 上記イの進入口がない場合は、消防活動上有効な窓又はその他の開口部付近。

エ バルコニー、屋上等消防活動又は避難が可能な場所の周辺。

(開発同意申請書並びに関係図書の提出)

第5 事業者は、開発同意申請書を提出するとともに次の図書等を提出すること。

- 1 開発行為見取図
- 2 開発行為平面図
- 3 開発行為断面図
- 4 水利施設設置設計図
- 5 その他必要と認められる図書等

(同意書の交付)

第6 消防長は、開発同意申請書が事業者から提出された場合は、当該指導基準により事業者に同意書を交付するものとする。

(確認及び管理)

第7 この基準による指導事項等の確認及び管理は、次によること。

- 1 事業者は、この基準に基づき事業を完了したときは、北アルプス広域消防本部の検査を受けること。
- 2 この基準により設置された消防水利施設等の維持管理は事業者と管轄市町村と協議するものとする。

附 則

この指導基準は、平成2年11月1日から施行する。

この指導基準は、平成27年4月1日から施行する。